

寄附金をお寄せいただく方法

「ふるさと出雲崎応援寄附金申込書」(電話またはハガキでのご請求、町ホームページからのダウンロード：<http://www.town.izumozaki.niigata.jp>)に必要事項を記入のうえ、お送りください。

→関係書類をお送りいたします。

寄附金申込書は、下記へご請求ください。

〒949-4392
新潟県三島郡出雲崎町大字川西140番地 出雲崎町 総務課
電話 0258-78-2290(直通) Fax 0258-78-4483

寄附金の振込みは、次のいずれかの方法によりお願ひいたします。

パターン1	払込取扱票(郵便局)による払込… <small>手数料はかかりません。</small>
パターン2	指定銀行口座(第四銀行出雲崎支店)での払込… <small>手数料はかかりません。</small> ※第四銀行出雲崎支店以外からの払込… <small>手数料は寄附者のご負担となります。</small>
パターン3	現金書留(郵便局)による送付… <small>郵送料は寄附者のご負担となります。</small> ※寄附金申込書を提出されていない方は、申込書の提出を行ってください。
パターン4	直接町役場に持参いただく方法

現金書留(パターン3)によりお送りいただく場合は、
右記の住所へ郵送ください。
(恐れ入りますが郵送料金はご負担ください)

〒949-4392

新潟県三島郡出雲崎町大字川西140番地
出雲崎町 会計管理者 宛

ふるさと納税による 税軽減と確定申告について

税の軽減

- 個人の方が、本町に寄附をされる場合は、ふるさと納税制度の適用を受けることができます。
- 寄附金のうち2,000円を超える部分について、所得税と個人住民税からそれぞれ控除を受けることができます。
- 控除の上限は、個人住民税所得割額のおおむね一割が限度となります。

確定申告

- この控除制度を受けるためには、住所地の所轄税務署で所得税の確定申告の手続きをしていただく必要があります。
- 確定申告をされると、寄附をされた年分の所得税還付と、翌年度分の個人住民税の税額控除が受けられます。

(詳しくは、町税務係へお問い合わせください。電話 0258-78-2292)

寄附金の運用

寄附金を適正に管理するために「ふるさと出雲崎応援基金」を設置し、金融機関等へ積立てられ、確実な方法で保管されます。毎年事業実施報告と運用状況を町広報紙及びホームページでご報告します。

電話による振込の依頼は一切いたしません。寄附をかたった詐欺行為には十分ご注意ください。

ふるさと出雲崎 応援寄附金

～ふるさと納税～

新潟県出雲崎町

ふるさと出雲崎
応援寄附金

皆さまからの寄付は、 次の中から皆さまが選択していただいた事業に活用させていただきます。

健康で安心して暮らせる 福祉のまちづくり

若い世代の子育て支援事業、少子化対策に関する事業、高齢福祉支援事業など



安全で快適な美しい 環境のまちづくり

消防・防災体制の整備、雪対策事業など



活気・活力に満ちた 産業のまちづくり

観光振興事業、地場産品の開発など



夢・感性あふれる教育と 歴史文化香るまちづくり

青少年の健全育成に関する事業、奨学金制度の充実など



町民と協働で築く まちづくり

地域づくり活動の応援、広報・公聴活動の充実など



自然環境保全及び良寛を始めとする 歴史資産保存に関する事業

自然環境保全に関する事業、歴史・文化財保存に関する事業など



町長が特に定める事業



出雲崎町への応援寄附について

「ふるさと出雲崎応援寄附金」とは、ふるさとを愛する皆さまからの寄附金を、ふるさとに暮らし、伝統・文化を守ってきた、おじいさん、おばあさんたちの健康や福祉の増進を図ることをはじめ、未来を担う子供たちの教育や若い世代の子育て支援、さらに町の自然環境保全や歴史・文化財保存に関する事業などに充てさせていただき、「ふるさと出雲崎」づくりを進めようとするものです。

ふるさとにおける思いをお伝えいただき、町の仕事として取り組んで参りたいと思いますので、多くの皆さまのご支援をお待ちしております。